明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○飲用乳の表示に関する公正競争規約外八件の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁六）　一
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務三四五）　四
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、アルゼンチン共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（経済産業二三〇）　三
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、アルゼンチン共和国の記章を指定した件（同二三一）
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、チェコ共和国の記章を指定した件（同二三二）
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ペルー共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同二三三）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州漁業管理機関の標章を指定した件（同二三四）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州復興開発銀行の標章を指定した件（同二三五）　三五
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、イーター国際核融合エネルギー機構の標章を指定した件（同二三六）

〔公　告〕

諸事項　三五

裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、税理士登録まつ消・証票無効関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、別表の「規約」欄記載の規約の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十八日

公正取引委員会委員長代理委員　濵田　道代
消費者庁長官　阿南　久

一　別表の「申請者」欄記載の公正取引協議会の申請に係る同表の「規約」欄記載の規約の一部変更を平成二十四年十月四日付けで認定した。
二　規約に係る事業の種類
別表の「事業の種類」欄記載のとおり。
三　規約の内容
別記のとおり変更する。
四　認定の理由
別表の「規約」欄記載の規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、それぞれ不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別表

規約	事業の種類	申請者
飲用乳の表示に関する公正競争規約（昭和四十三年公正取引委員会告示第三十八号）	飲用乳製造業	全国飲用牛乳公正取引協議会委員長　宮原　道夫
食品缶詰の表示に関する公正競争規約（昭和四十三年公正取引委員会告示第五十九号）	食品缶詰製造業、販売業及び輸入販売業	全国食品缶詰公正取引協議会会長　久代　敏男
粉わさびの表示に関する公正競争規約（昭和四十四年公正取引委員会告示第三号）	粉わさびの製造業、販売業及び輸入販売業	全国粉わさび公正取引協議会委員長　井口　俊廣
チョコレート類の表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第十六号）	チョコレート類の製造業、販売業及び輸入販売業等	全国チョコレート業公正取引協議会会長　佐藤　尚忠
ビスケット類の表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第二十六号）	ビスケット類の製造業、販売業及び輸入販売業等	全国ビスケット公正取引協議会委員長　松島　邦保
ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第二十七号）	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの製造業、販売業及び輸入販売業	チーズ公正取引協議会委員長　中野　吉晴
チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約（昭和四十七年公正取引委員会告示第四十六号）	チョコレート利用食品製造業、販売業及び輸入販売業等	チョコレート利用食品公正取引協議会会長　竹内　弘光
生めん類の表示に関する公正競争規約（昭和五十一年公正取引委員会告示第十三号）	生めん類製造業及び販売業	全国生めん類公正取引協議会委員長　前場　敏男
豆乳類の表示に関する公正競争規約（昭和六十三年公正取引委員会告示第一号）	豆乳類製造業、販売業及び輸入販売業	日本豆乳公正取引協議会会長　重山　俊彦